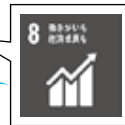


特別定額給付金の申請は 8月19日(水)まで



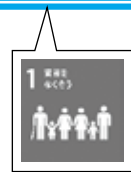
町からの特別定額給付金(10万円給付)の給付件数は、6月18日時点で9,901件、2万6,876人です。申請期限は8月19日です。まだ申請していない方は早めに申請をお願いします。振り込みは申請書が到着次第、順次手続きを進めています。口座確認などに時間がかかる場合がありますので、必ずしも同日に出された申請書が全て同じ振り込み日になるとは限りません。

■問い合わせ先 総務課庶務係 ☎(48) 1111 (内1308・1309)

令和2年度 国民年金保険料 免除・納付猶予申請の受け付けが始まります

国民年金保険料の納付に困ったら

所得が少ないなど、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、申請手続きをすることで保険料の納付が免除または猶予されます。2年1ヵ月前までさかのぼって申請できます。令和2年度(令和2年7月～令和3年6月分)の申請の受け付けは7月1日からです。



定額保険料 (月額)	令和2年度	令和元年度	平成30年度	将来受け取る 老齢基礎年金額
	1万6,540円	1万6,410円	1万6,340円	
全額免除	0円	0円	0円	全額納めた場合の 8分の4
4分の3免除	4,140円	4,100円	4,090円	全額納めた場合の 8分の5
半額免除	8,270円	8,210円	8,170円	全額納めた場合の 8分の6
4分の1免除	1万2,410円	1万2,310円	1万2,260円	全額納めた場合の 8分の7
納付猶予	0円	0円	0円	年金額に反映されない(※)

▶ 平成28年度以降の申請から対象年齢が
30歳未満から50歳未満に拡大しました。(令和7年6月まで)

※ 納付猶予の期間は障害基礎年金や遺族年金の受給資格要件には算入されますが、年金額には反映されません。

審査基準

所得審査対象者	免除の種類	所得基準(申請年度の前年所得)
本人・配偶者・世帯主	全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
	4分の3免除	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
	半額免除	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
	4分の1免除	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
本人・配偶者	納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円

追納制度

免除・納付猶予後の保険料は、10年以内であれば後から納めることで、老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることができます。(ただし、3年目以降に納付する場合、加算金がつきます)

■問い合わせ先
▽ 半田年金事務所 ☎(21) 2322
▽ 住民福祉課国保年金係 ☎(48) 1111 (内1116)